

令和7年度 二次公募

豊川市担い手育成総合支援事業費補助金

販売金額向上や経費削減、経営維持などの取組みに対し、その経費の一部を補助します。

Check 1 ➤ 『対象者』 ※一次公募の補助事業実施者は対象外です。

以下のいずれかに該当すること。

- ① 認定新規就農者（認定期限終了後3年以内の者を含む）
- ② 就農塾、就農インターン制度の活用者（修了後5年以内）
- ③ 直近の年間農業販売金額800万円以上の農業者

Check 2 ➤ 『対象となる取組み（補助上限額）』

以下のいずれかの取組みが対象です。

- (1) 農業機械や生産資材の導入、施設の改修や修繕（20万円）
- (2) 規模拡大に伴う施設の新設、改修、修繕（30万円）

※令和8年3月中旬までに、納品（竣工）し、業者へ支払い完了するものに限ります。

Check 3 ➤ 『補助金の額』

- ✓ 対象者 (1) or (2) or (3)のうち認定農業者) >> 1/2 以内
- ✓ 対象者 (3)のうち認定農業者以外) >>>>>> 1/3 以内

※補助上限額は、Check 2 でご確認ください。

要望調査

（詳細動画→）



申込期間 R7.12/15～R8.1/6

※来庁時は必ず電話予約してください。

申込方法 調査申込書（市HPから取得）を市農務課の窓口へ提出※

採択可否 ポイント上位者から採択
結果を翌年1/16までに通知予定

予算規模 5件程度（事業費により変動）

問合せ先 市農務課 TEL0533-89-2138

事業の流れ（採択後～）

- Step 1 補助金の交付申請
- Step 2 交付決定通知（事業スタート）
- Step 3 発注（※交付決定前の発注は対象外）
- Step 4 完了（納品、竣工、事業費支払い）
- Step 5 事業の実績報告（R8.4.10まで）
- Step 6 補助金額の確定通知
- Step 7 協議会から農家へ補助金の支払い